

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市歓迎接伴基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了おおむね 1 時間後までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定する。出店規模は、1 店舗当たり 1 ブース約 20 m²（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

（1）テント（2 間×3 間）1 張以内（横幕を含む。）

（2）長机 6 台以内

（3）椅子 4 脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キヤッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

米原市の名産品として、営業店等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が執られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に 1 年以上営業を継続している者

イ 平成 31 年度から令和 5 年度までに開催された国民体育大会およびその競技別リハーサル大会において出店実績がある者

ウ 国スポ関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等

エ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時より過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従業者については、出店前 1 か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（腸チフス菌、パラチフス A 菌を含む）、腸管出血性大腸菌とする。

- カ 申請書提出時において、米原市税（米原市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- キ 米原市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。
- ク 実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

9 出店者の運営の基準

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- イ 実行委員会または滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。
- ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- エ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。
- オ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- カ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入者搬出車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項により出店申請を行った者の中から、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者のニーズ、地域特産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者について選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定することができる。また、出店申請者数が予定出店数を超えたとき等、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等

(3) その他実行委員会が適当と認めたもの

12 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。

(3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障がい者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

(4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。

(5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

14 保健所への手続

臨時の営業許可書等必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、各競技会場に売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

(3) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をする事。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等に定めることにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの運営に支障を来さないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (10) 接客にあつては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会がわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ前に開催する出店説明会に必ず出席すること。
- (14) 従業員の変更、追加、削除等があつた場合には直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対し損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者および従業者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売 店 出 店 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場

会場名 _____ (競技名: _____)

2 出店期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 出店希望形態

テント (2間×3間) 1張・その他 (_____)

4 添付書類

(1) 売店出店申請書 (様式第1号)

(2) 売店出店概要書 (様式第2号)

(3) 売店従事者および搬入者搬出車両予定表 (様式第3号)

(4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)

(5) 売店従事者の本人確認書類 (免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもので, 顔写真があるもの)

(6) 法人税 (個人の場合は所得税) ならびに消費税および地方消費税について未納がないことの証明書 (納税証明書その3の3 (個人の場合はその3の2)) (写し可, 発行から3か月以内のもの)

(7) 保健所の営業許可書の写し

※ただし, 飲食物を販売する場合に限る。新たに営業許可等の申請が必要な場合は売店許可決定通知書の受領後、速やかに提出すること。

(8) その他実行委員会が必要と認めるもの

(様式第2号)

売店出店概要書

商号または名称					
代表者氏名					
所在地	〒				
連絡先	電話： E-mail：	FAX：			
出店担当者	氏名：	電話：			
業種					
主要取扱品目					
出店実績					
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人		
営業に関して取得した許可等の種類	【種類】 【番号】	【取得年月日】	年 月 日		
過去1年間法令等違反処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無		
販売品目価格等一覧表(書ききれない場合は別紙可)					
No.	商品名	販売見込数量	販売予定価格	商品内容	現場調理の有無
1					有 ・ 無
2					有 ・ 無
3					有 ・ 無
4					有 ・ 無
5					有 ・ 無
6					有 ・ 無

(様式第3号)

売店従事者および搬入搬出車両予定表

【商号または名称： _____】

1 従業員名簿

従業日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日	()	()	()	()
月 日	()	()	()	()
責任者等、当日連絡のとれる電話番号				

※売店責任者及び販売員のフリガナを()へ記入すること。

2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入すること。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

(様式第4号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

誓 約 書 兼 承 諾 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、貴実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請に当たり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 米原市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申し立てを行いません。

(様式第5号)

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

売 店 許 可 決 定 通 知 書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、 月 日 () までに売店料の支払をお願いします。

また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 () までに保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いします。

記

1 出店会場 (競技名:)

2 出店許可期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 出店形態 テント ・ その他 ()

4 売店料 円

5 指定振込口座

金融機関名：

支店名：

口座種別：

口座番号：

口座名義：

6 その他

- ・振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。
- ・実行委員会が開催する出店者説明会に必ずご出席ください。日程など詳細については、後日お知らせします。

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

売 店 出 店 許 可 証

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内への売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号または名称		
代表者氏名		
出店許可会場		ブース
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
出店許可品目		
駐車許可台数		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること 2 売店の出店に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市 売店設置運営要項および関係法令等を遵守すること	

(様式第7号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第13項(3)の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	障がい者就労施設等
	その他 (_____)

(様式第8号)

第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 _____ (競技名： _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	障がい者就労施設等
	その他 (_____)